

関税法施行令の一部を改正する政令（案） 参照条文目次

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	1
○ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）	1
○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）	2

◎ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（輸出してはならない貨物）

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一〜三 （省 略）

四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2及び3 （省 略）

（輸入してはならない貨物）

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一〜九 （省 略）

十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2及び3 （省 略）

◎ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡し

のために展示し、輸出し、又は輸入する行為

四〇九 (省 略)

十 第四号から前号までに掲げる行為(技術上の秘密(営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。))を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。)により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為(当該物を譲り受けた者(その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。))が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。)

十一 営業上用いられている技術的制限手段(他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。)により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録(以下この号において「影像の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。))若しくは当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。))を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。)

十二 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録(以下この号において「影像の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。))若しくは当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。))を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。)

十三〇十六 (省 略)

二〇一〇 (省 略)

◎ 関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)(抄)

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続)

第六十二条の三 法第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 (省 略)

二 商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段の内容(法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。)

三 六 (省 略)

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続)

第六十二条の十七 法第六十九条の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 (省 略)

二 商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段の内容(法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。)

三 六 (省 略)